

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和1年12月5日(2019.12.5)

【公表番号】特表2019-502831(P2019-502831A)

【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-524494(P2018-524494)

【国際特許分類】

D 0 6 M	15/03	(2006.01)
C 1 1 D	7/22	(2006.01)
C 1 1 D	3/386	(2006.01)
C 1 1 D	10/02	(2006.01)
D 0 6 M	16/00	(2006.01)
D 0 6 L	1/00	(2017.01)
C 0 8 B	37/00	(2006.01)
C 0 8 L	101/16	(2006.01)
C 1 2 N	9/24	(2006.01)
C 1 2 N	9/16	(2006.01)
C 1 2 N	9/48	(2006.01)
C 1 2 N	9/02	(2006.01)

【F I】

D 0 6 M	15/03	Z N A
C 1 1 D	7/22	
C 1 1 D	3/386	
C 1 1 D	10/02	
D 0 6 M	16/00	Z
D 0 6 L	1/00	
C 0 8 B	37/00	G
C 0 8 B	37/00	J
C 0 8 B	37/00	K
C 0 8 L	101/16	
C 1 2 N	9/24	
C 1 2 N	9/16	
C 1 2 N	9/48	
C 1 2 N	9/02	

【手続補正書】

【提出日】令和1年10月28日(2019.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

織物ケアまたは洗濯ケア組成物であつて：

a.

i. 10%～30%の-(1,3)グリコシド結合；

ii. 65%～87%の-(1,6)グリコシド結合；

i i i . 5 % 未満の - (1 , 3 , 6) グリコシド結合；
ここで、該%グルコシド結合は、本願明細書に開示されたメチル化分析法における G C / M S 分析により決定される；
i v . 5 , 0 0 0 ダルトン未満の重量平均分子量 (M w) ；
v . 2 0 の水中において 1 2 重量 % で 0 . 2 5 パスカル秒 (P a · s) 未満の粘度；
v i . 2 5 の pH 7 の水中において少なくとも 2 0 重量 / 重量 % の溶解度；および
v i i . 5 未満の多分散性指数 (P D I) ；
を含む、 - グルカンオリゴマー / ポリマー組成物；ならびに
b . 少なくとも 1 つの追加の織物ケアまたは洗濯ケア成分
を含む、前記織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 2】

前記追加の成分は、少なくとも 1 つのセルラーゼである、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 3】

前記追加の成分は、少なくとも 1 つのプロテアーゼである、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 4】

前記可溶性 - グルカンオリゴマー / ポリマー組成物は、5 % 未満の - (1 , 4) グリコシド結合を含む、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 5】

前記織物ケアもしくは洗濯ケア組成物は、0 . 0 1 ~ 9 0 % 重量 % の前記可溶性 - グルカンオリゴマー / ポリマー組成物を含む、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つの追加の成分は、アニオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤、カチオン性界面活性剤もしくは両性イオン性界面活性剤から選択される界面活性剤、プロテアーゼ、セルラーゼ、ポリエステラーゼ、アミラーゼ、クチナーゼ、リパーゼ、ペクチン酸リアーゼ、ペルヒドロラーゼ、キシラナーゼ、ペルオキシダーゼおよび / またはラッカーゼの任意の組み合わせから選択される酵素、洗剤ビルダー、錯化剤、ポリマー、防汚ポリマー、界面活性増強性ポリマー、漂白系、漂白活性剤、漂白触媒、織物コンディショナー、粘土、発泡増強剤、石鹼泡抑制剤、防錆剤、汚れ懸濁剤、再汚染防止剤、染料、殺菌剤、変色防止剤、蛍光増白剤、香料、飽和もしくは不飽和脂肪酸、染料移動阻害剤、キレート剤、色相染料 (h u e i n g d y e) 、カルシウムおよびマグネシウムカチオン、視覚信号化成分 (v i s u a l s i g n a l i n g i n g r e d i e n t) 、消泡剤、構造剤、増粘剤、凝結防止剤、デンプン、砂、ゲル化剤、ならびにそれらの任意の組み合わせのうちの少なくとも 1 つを含む、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 7】

前記組成物は、液体、ジェル、粉末、親水コロイド、水溶液、顆粒、タブレット、カプセル、単一区画小袋、多区画小袋、またはそれらの任意の組み合わせの形態にある、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 8】

前記 - グルカンオリゴマー / ポリマー組成物は、セルラーゼ耐性、プロテアーゼ耐性、アミラーゼ耐性、またはそれらの組合せである、請求項 1 に記載の織物ケアまたは洗濯ケア組成物。

【請求項 9】

グルカンエーテル組成物であって

a . 1 0 % ~ 3 0 % の - (1 , 3) グリコシド結合；

b . 6 5 % ~ 8 7 % の - (1 , 6) グリコシド結合；

c . 5 % 未満の - (1 , 3 , 6) グリコシド結合 ;

ここで、該 % グルコシド結合は、本願明細書に開示されたメチル化分析法における G C / M S 分析により決定される ;

d . 5 , 0 0 0 ダルトン未満の重量平均分子量 (M w) ;

e . 2 0 の水中において 1 2 重量 % で 0 . 2 5 パスカル秒 (P a · s) 未満の粘度 ;

f . 2 5 の pH 7 の水中において少なくとも 2 0 重量 / 重量 % の溶解度 ; および

g . 5 未満の多分散性指数 (P D I) ;

を含み、

前記少なくとも 1 つ以上の有機基との約 0 . 0 5 ~ 約 3 . 0 の置換度 (D o S) を有する、前記グルカンエーテル組成物。

【請求項 1 0】

前記少なくとも 1 つの有機基は、カルボキシアルキル基、ヒドロキシアルキル基、およびアルキル基からなる群から選択される、請求項 9 に記載のグルカンエーテル組成物。

【請求項 1 1】

前記少なくとも 1 つの有機基は、カルボキシメチル基、ヒドロキシプロピル基、ジヒドロキシプロピル基、ヒドロキシエチル基、メチル基、およびエチル基からなる群から選択される、請求項 9 に記載のグルカンエーテル組成物。

【請求項 1 2】

前記グルカンエーテルは、第 4 級アンモニウムグルカンエーテルである、請求項 9 に記載のグルカンエーテル組成物。

【請求項 1 3】

前記第 4 級アンモニウムグルカンエーテルは、トリメチルアンモニウムヒドロキシプロピルグルカンである、請求項 1 2 に記載のグルカンエーテル組成物。

【請求項 1 4】

前記グルカンエーテル組成物は、セルラーゼ耐性、プロテアーゼ耐性、アミラーゼ耐性、またはそれらの任意の組み合わせである、請求項 9 に記載のグルカンエーテル組成物。

【請求項 1 5】

請求項 9 に記載のグルカンエーテル組成物を含む、パーソナルケア組成物、織物ケア組成物、または洗濯ケア組成物。